

教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査 (令和4年度間)

令和5年11月
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和4年度）

○調査時期：令和5年7月

○調査対象

- 都道府県教育委員会（47）
- 指定都市教育委員会（20）
- 市町村等教育委員会（1718）

（特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

○対象期間：令和4年度間または令和5年3月31日の状況

○主な調査内容：

- 専ら教育行政に関与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）に相談できる体制の有無
- 教育委員会として（自治体の顧問弁護士等を含む）弁護士に相談できる体制の有無
- 今後の教育行政に係る法務相談体制構築の見通し
- 都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーの市区町村活用可否
- スクールロイヤーに対する法務相談案件のうち、特に多い内容
- スクールロイヤーと学校・教育委員会とで共通理解を図るための工夫

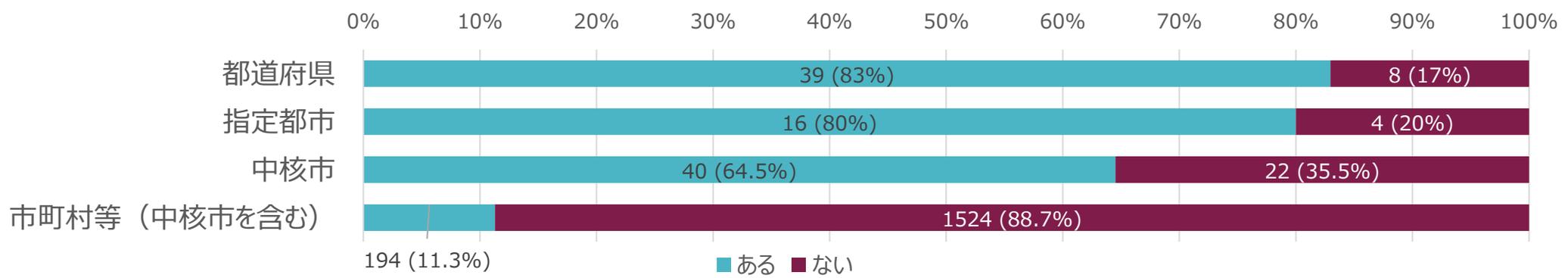
専ら教育行政に関する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）

に相談できる体制の有無



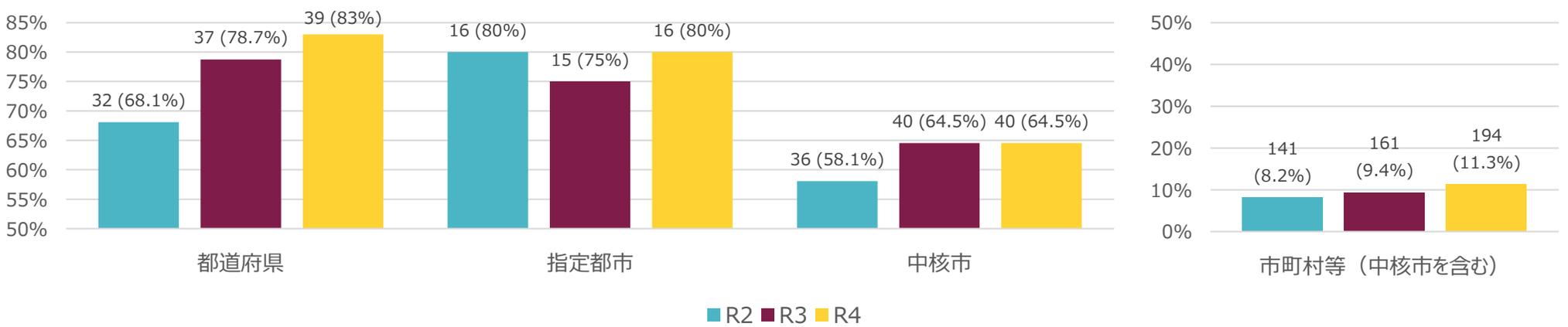
● 専ら教育行政に関する弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）に相談できる体制がある自治体は都道府県で83%、指定都市で80%、中核市で64.5%、市町村等（中核市を含む）で11.3%であった。

スクールロイヤーに相談できる体制の有無



(※) 専ら教育行政に関する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）：
自治体の法務全般に関する顧問弁護士とは別に、教育行政に係る法務相談を行うことを目的に契約している弁護士

スクールロイヤーへの相談体制を構築している自治体数の推移（R2～R4）



自治体の顧問弁護士等を含む

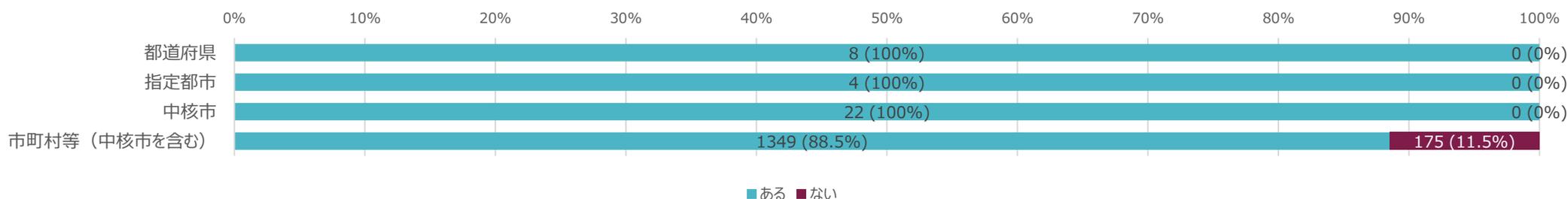
スクールロイヤー以外の弁護士に相談できる体制の有無



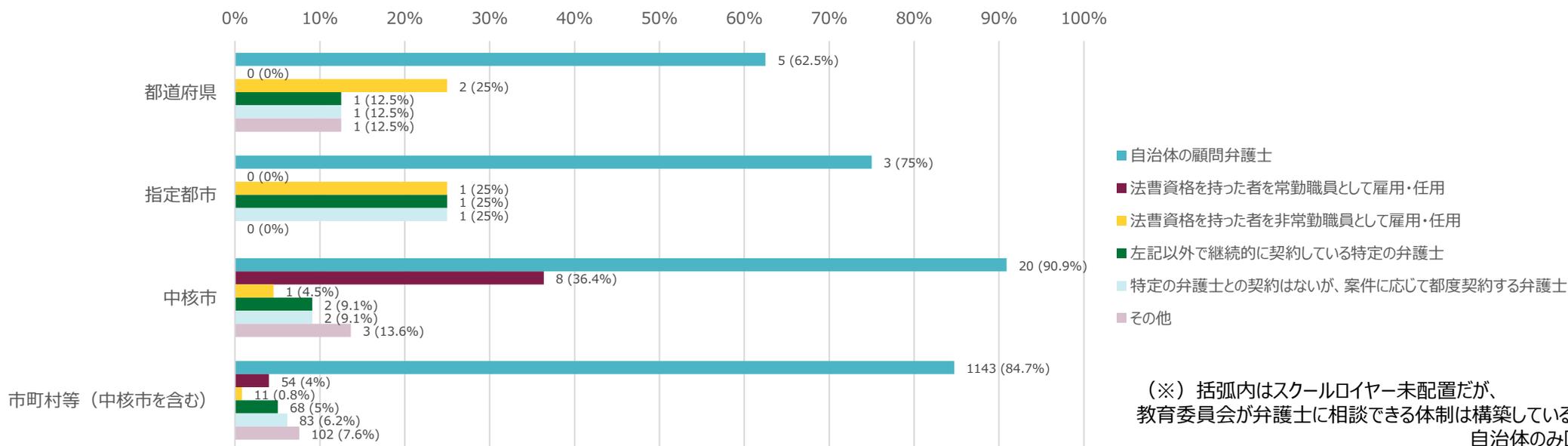
文部科学省

- スクールロイヤー未配置の教育委員会であってもその多くは自治体の顧問弁護士等の弁護士に相談できる体制を有している。
- 相談できる弁護士としては、自治体の顧問弁護士や法曹資格を持った者を雇用している場合等がある。

教育委員会として弁護士に相談できる体制の有無

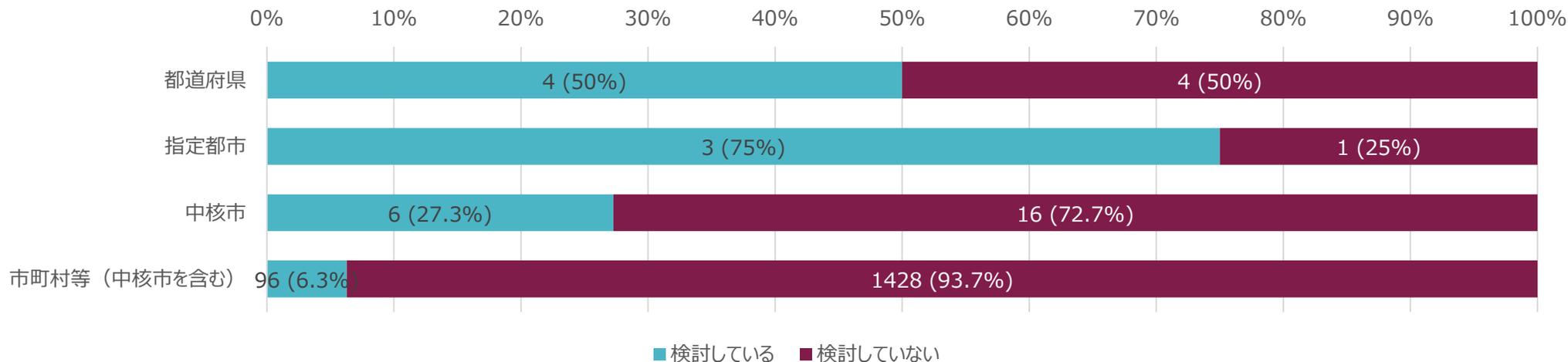


教育委員会事務局として相談できる弁護士



(スクールロイヤーを配置していない自治体における) 今後の教育行政に係る法務相談体制構築の見通し

今後、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーを新たに配置することを検討しているか



(※) 括弧内はスクールロイヤー未配置の自治体に占める割合

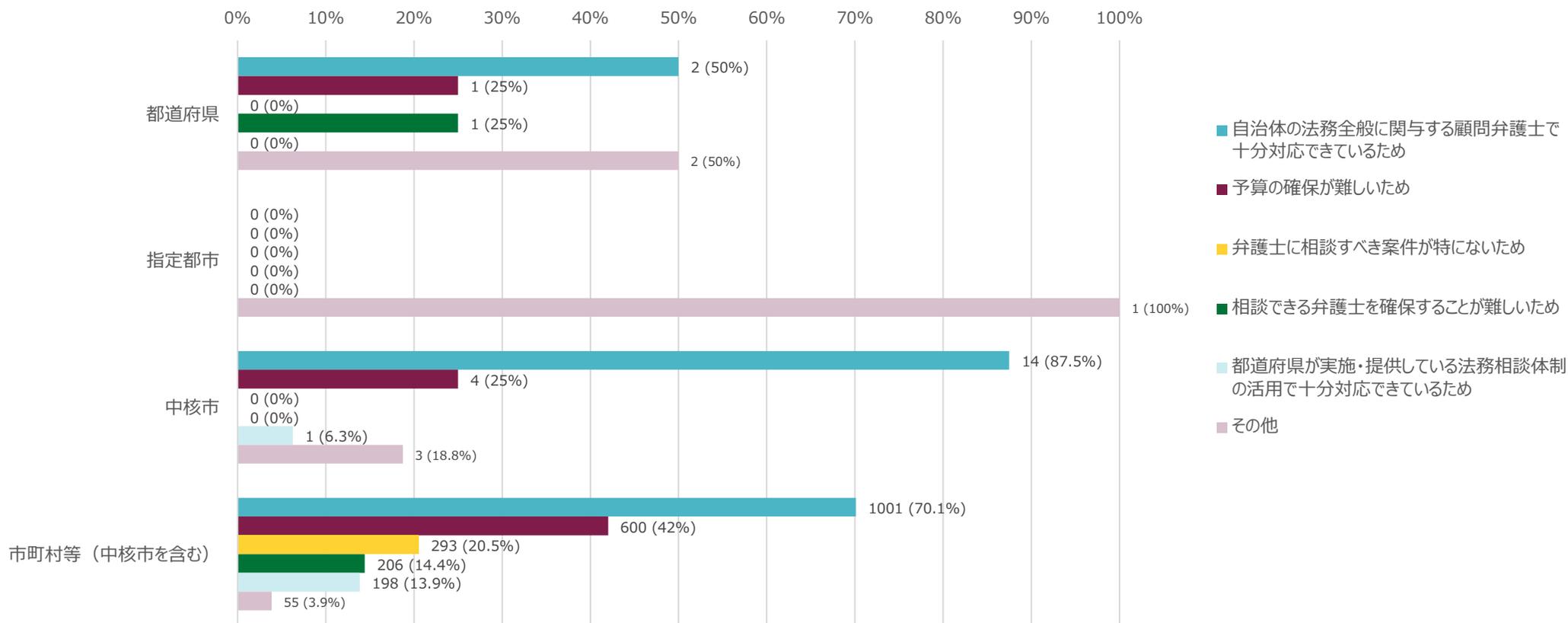
(検討している場合) いつごろ配置予定か

	令和5年度中	令和6年度以降
都道府県	2	2
指定都市	3	0
中核市	3	3
市町村等 (中核市を含む)	38	58

スクールロイヤーの配置を検討していない理由

- 中核市、市町村等（中核市を含む）において、スクールロイヤーに相談できる体制の構築を検討していない理由として最も挙げられるのは「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため」であり、次いで多いのは「予算の確保が難しいため」である。

今後、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーに相談できる体制を新たに構築することを検討していない理由（複数回答）



【「その他」の回答例】

- 教育委員に弁護士がおり、ある程度の相談が可能のため
- 制度設計にあたる人員の確保ができないため

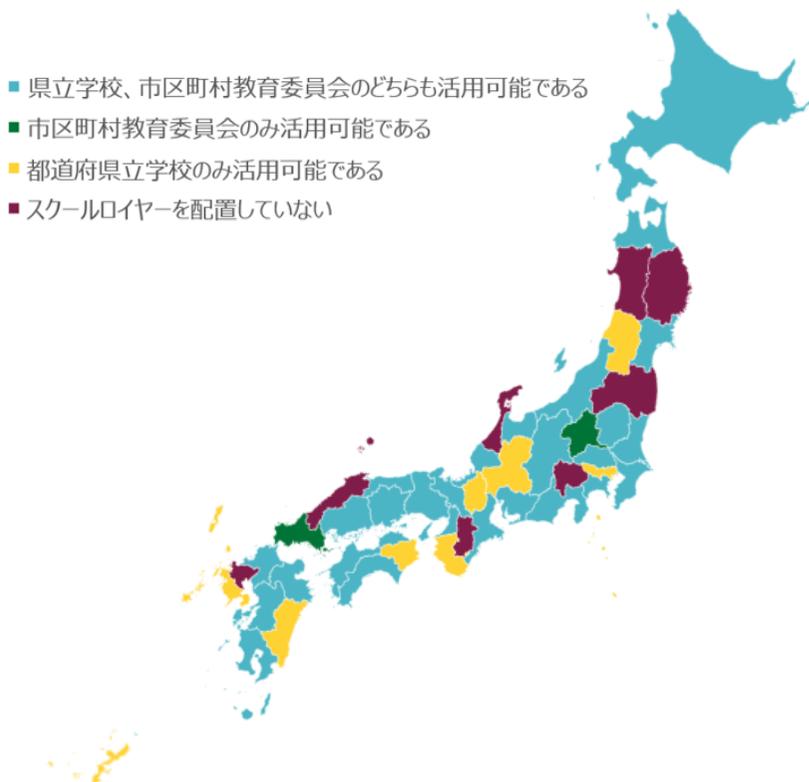
（※）括弧内は、令和4年度間はスクールロイヤー未配置でかつ、今後の配置も検討していない自治体に占める割合

都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーの市区町村活用可否

都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーは市区町村も活用可能であるか

県立学校、市区町村教育委員会のどちらも活用可能である	28 (71.8%)
市区町村教育委員会のみ活用可能である	2 (5.1%)
都道府県立学校のみ活用可能である	9 (23.1%)

(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合



都道府県立学校のみ活用可能である (9自治体)

山形県 東京都 岐阜県 滋賀県 和歌山県
徳島県 長崎県 宮崎県 沖縄県

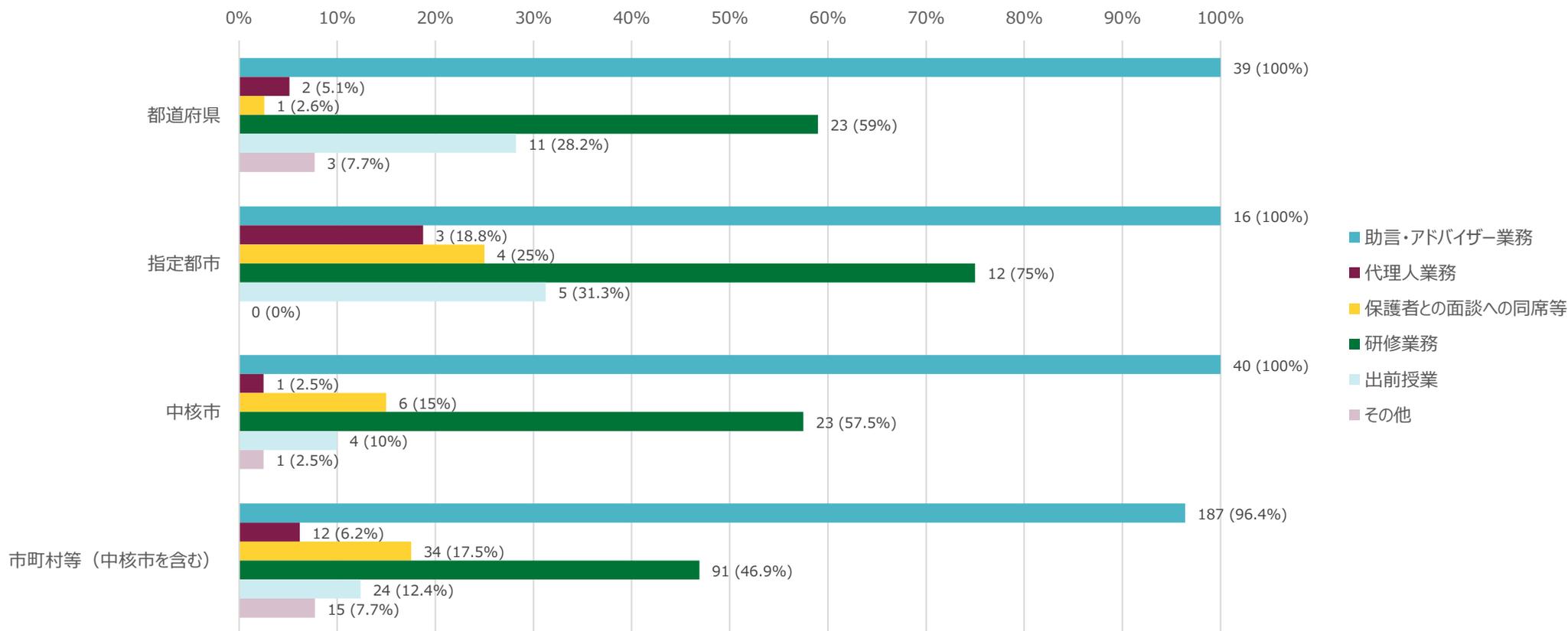
スクールロイヤーを配置していない (8自治体)

岩手県 秋田県 福島県 石川県 山梨県
奈良県 島根県 佐賀県

スクールロイヤーの業務内容

- スクールロイヤー配置済の自治体のほぼ全てにおいて、スクールロイヤーは学校への「助言・アドバイザー業務」を行っている。
- 次いで、スクールロイヤーが「研修業務」を行っている自治体が多い。

スクールロイヤーの業務内容（複数回答）



【「その他」の回答例】

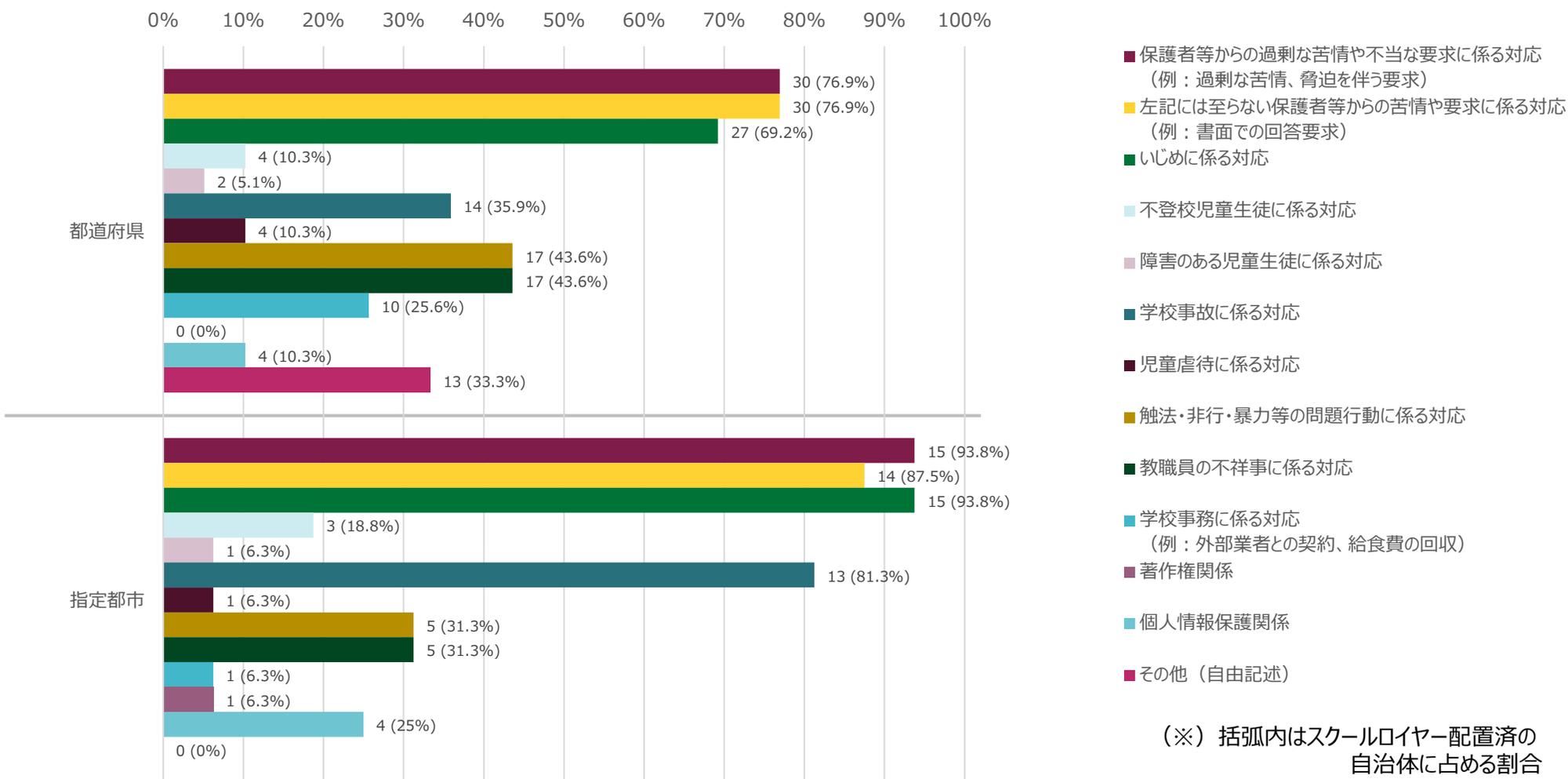
- 答弁書、準備書面等の作成・支援
- 訴訟追行の支援

(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

スクールロイヤーへの法務相談案件の内容①

- 都道府県・指定都市におけるスクールロイヤーに相談する案件としては「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応」、「いじめに係る対応」が多い。
- その他にも、「学校事故に係る対応」、「触法・非行・暴行等の問題行動に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」が相談案件として多い。

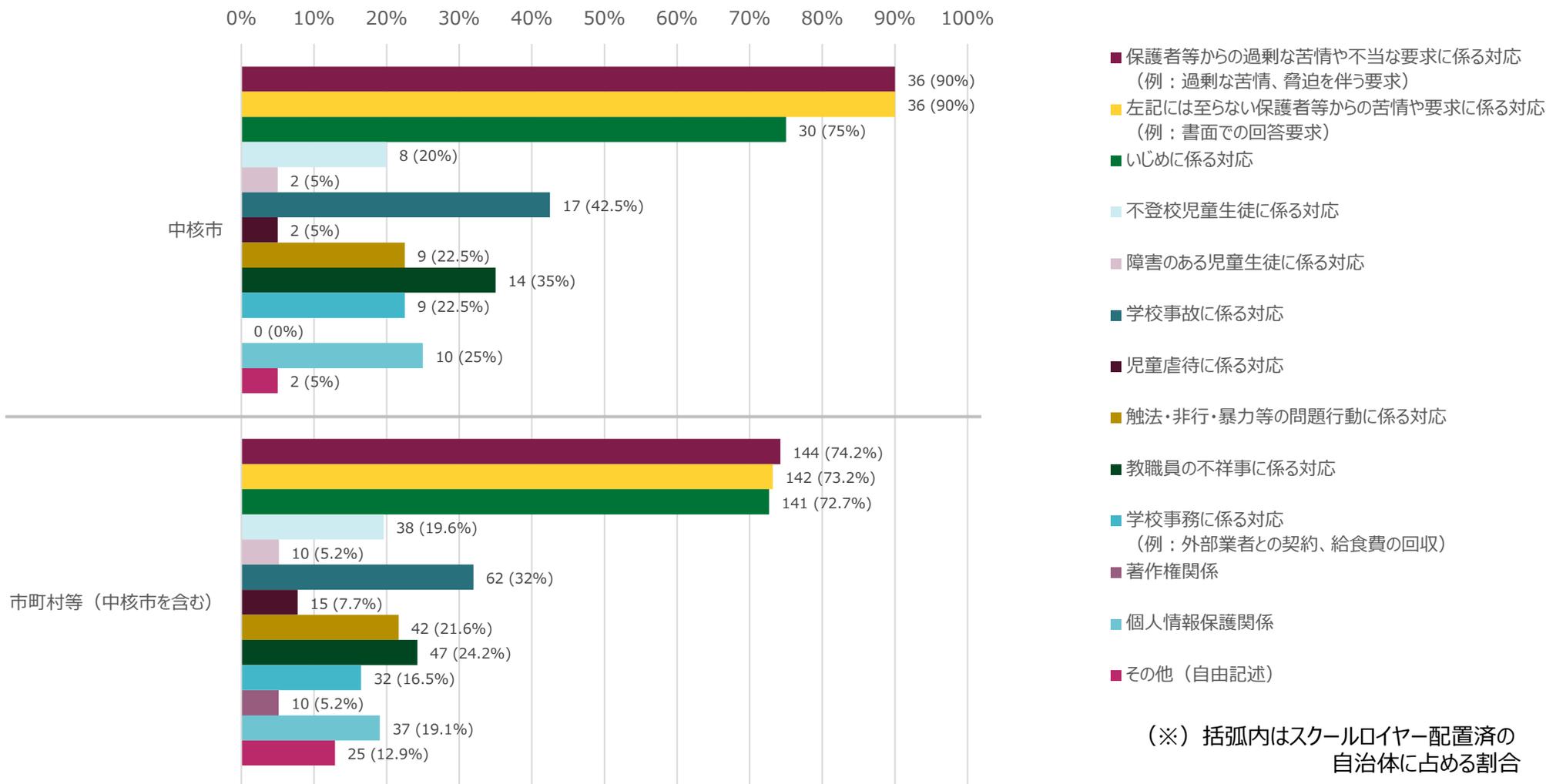
スクールロイヤーに対する法務相談案件のうち、特に多い内容（1自治体あたり5つまで複数回答）



スクールロイヤーへの法務相談案件の内容②

- 中核市、市町村等（中核市を含む）においても、スクールロイヤーに相談する案件としては「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応」、「いじめに係る対応」が多い。
- その他にも、「学校事故に係る対応」、「触法・非行・暴行等の問題行動に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」、「個人情報保護関係」が相談案件として多い。

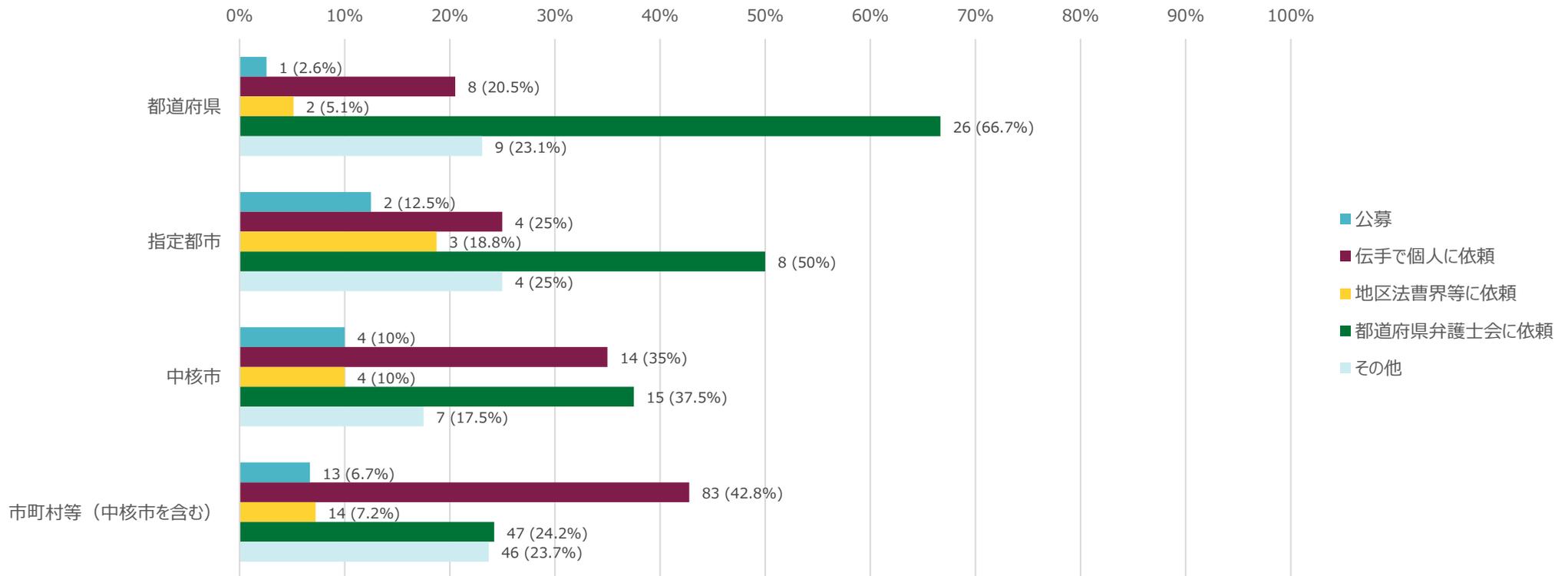
スクールロイヤーに対する法務相談案件のうち、特に多い内容（1自治体あたり5つまで複数回答）



スクールロイヤーの確保方法

- スクールロイヤーを確保する方法としては
都道府県・指定都市では、「都道府県弁護士会に依頼」する自治体が最も多く
市町村等では、「伝手で個人に依頼」する自治体が最も多い。

スクールロイヤーの確保方法（複数回答）



【「その他」の回答例】

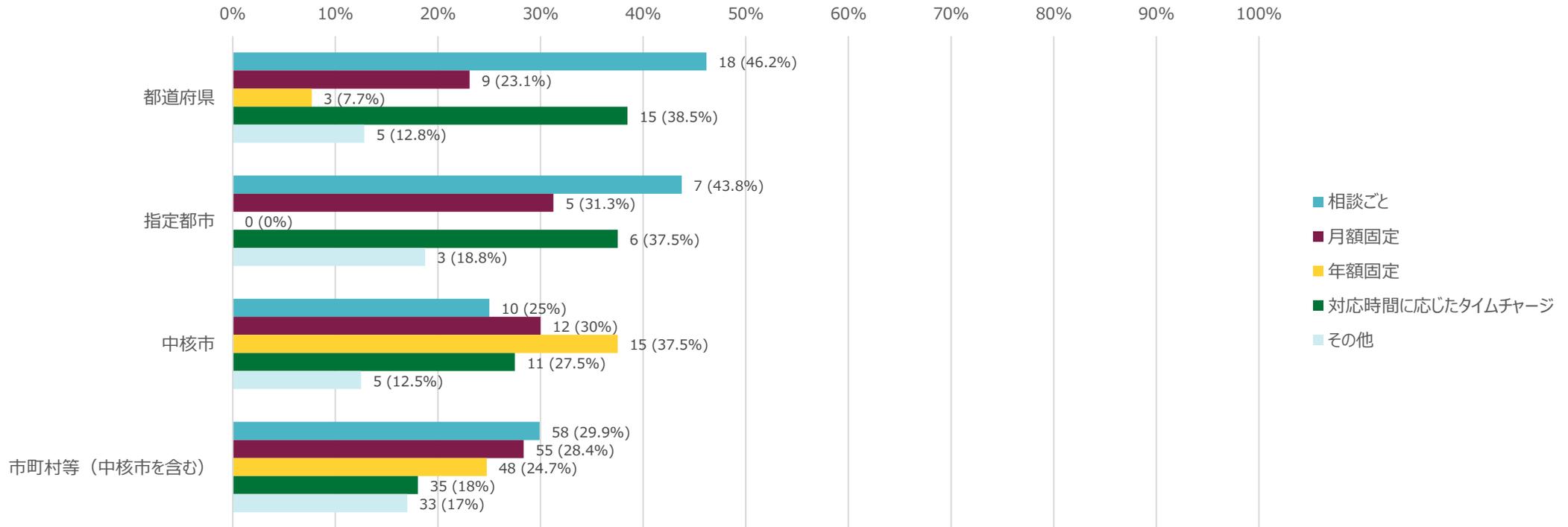
- 県顧問弁護士からの推薦
- 首長部局と同じ法律事務所と顧問契約を締結
- 市長部司法務担当課からの紹介
- 都道府県教育委員会による紹介

(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

スクールロイヤーへの報酬の支払い方法

- 学校・教育委員会からスクールロイヤーへの報酬体系は都道府県・指定都市・市町村等では、「相談ごと」が最も多く、中核市では、「年額固定」が最も多い。
- 次いで多いのは、都道府県・指定都市では、「タイムチャージ」、中核市・市町村等では「月額固定」。

スクールロイヤーへの報酬の支払い方法（複数回答）



【「その他」の回答例】

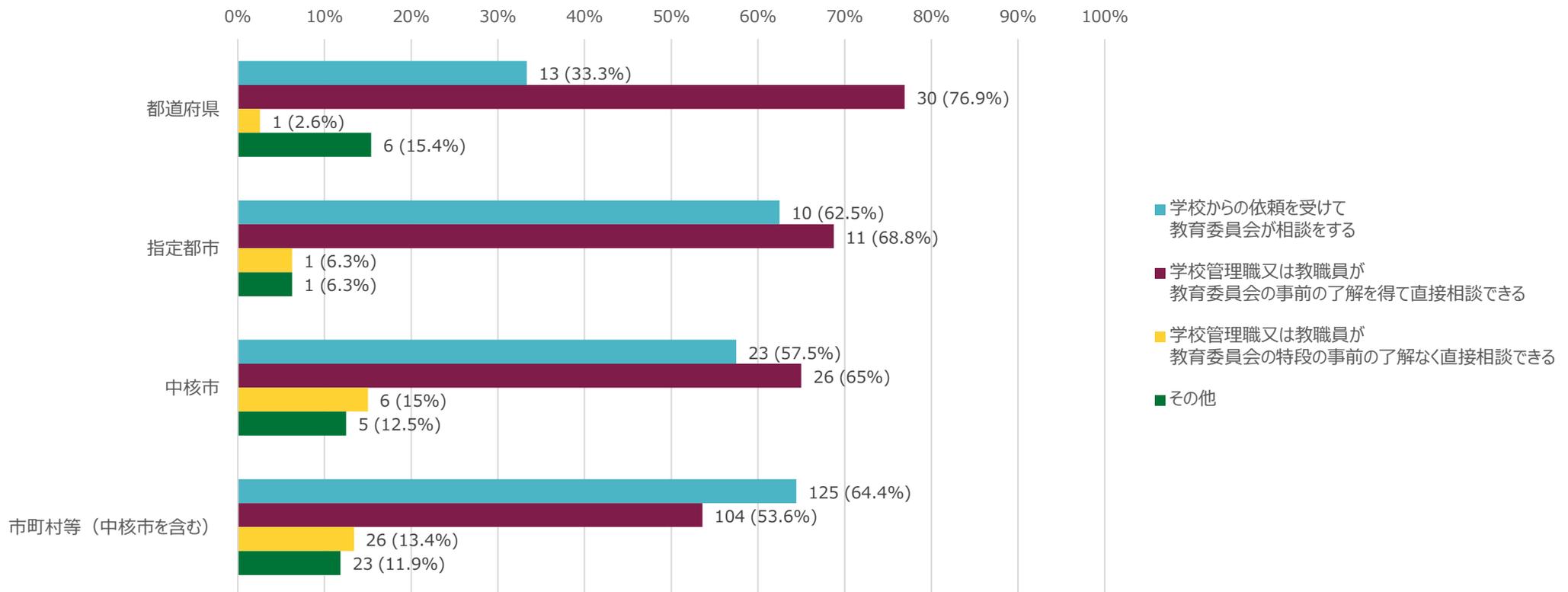
- 日額固定
- 半年固定
- 基礎部分は四半期ごとに支払い、相談が50件を超えた場合 1 件あたり別途定額を支払い
- 地区法曹会と契約し、法曹会あて委託料を支払い

(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手順

- 学校がスクールロイヤーに相談をする手順については「学校からの依頼を受けて教育委員会が相談をする」自治体や「学校管理職又は教職員が教育委員会の事前の了解を得て直接相談できる」自治体といった学校からスクールロイヤーへの相談の際に、教育委員会が事前に関与する自治体が多い。

学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手順（複数回答）

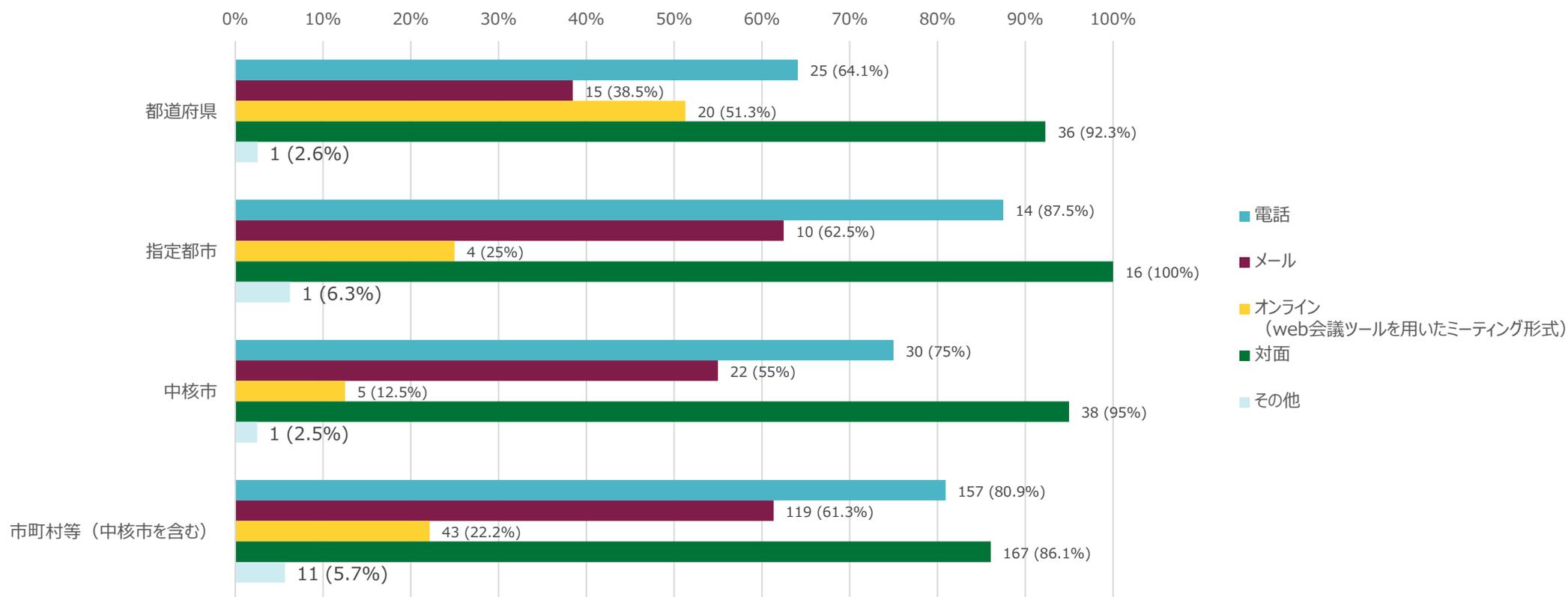


(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手段

- 学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談方法として、「対面」を可能としている自治体が最も多いが、「電話」や「メール」、「オンライン（webミーティング）」といった非対面の方式も併せて用いられている。
- 特に都道府県では、「オンライン（webミーティング）」で相談可能な自治体が多い。

学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手段（複数回答）



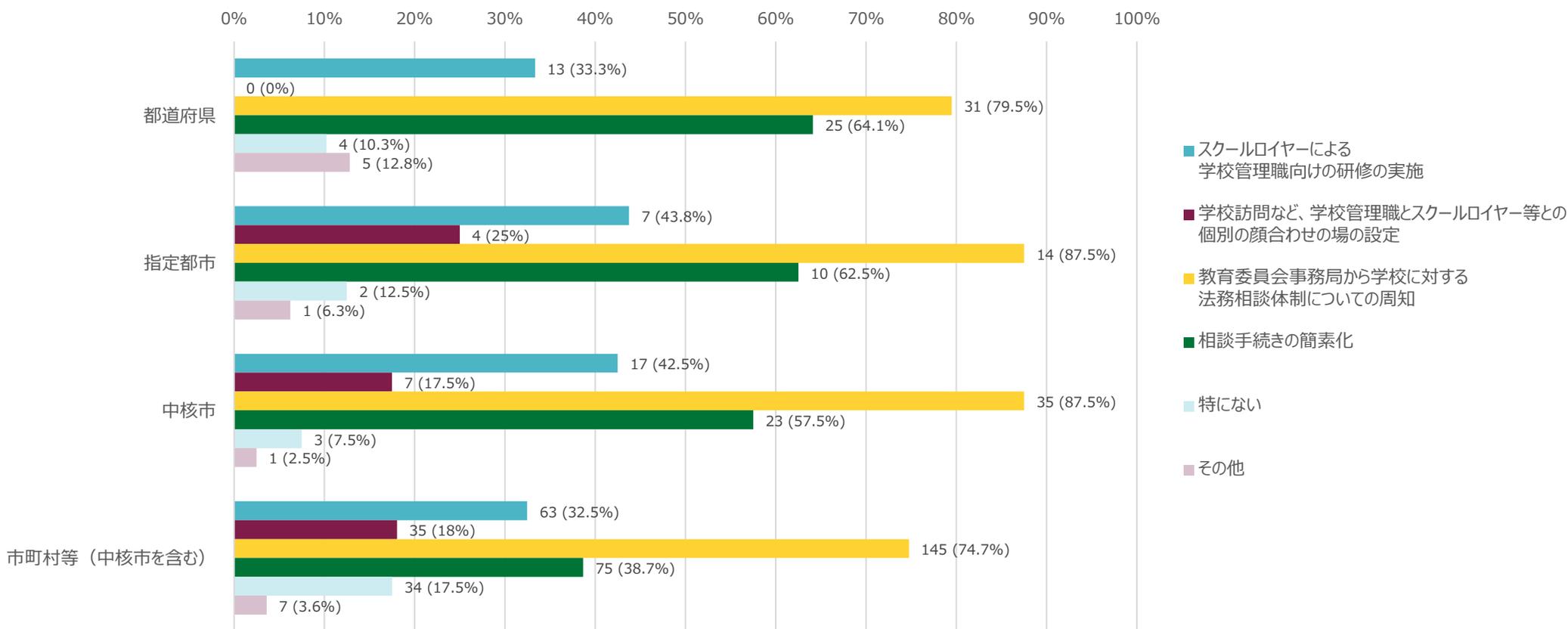
【「その他」の回答例】

- FAX

学校が相談しやすいよう教育委員会として工夫している取組

- より良い法務相談体制の構築には、体制を整備するだけでなく、現場の理解を醸成し、活用しやすい仕組み作りが必要である。
- 周知や相談手続の簡素化に加え、スクールロイヤーによる研修の実施や、学校訪問等のスクールロイヤーと学校との関係作りに関する取組も行われている。

学校が相談しやすいよう教育委員会事務局として工夫している取組（複数回答）



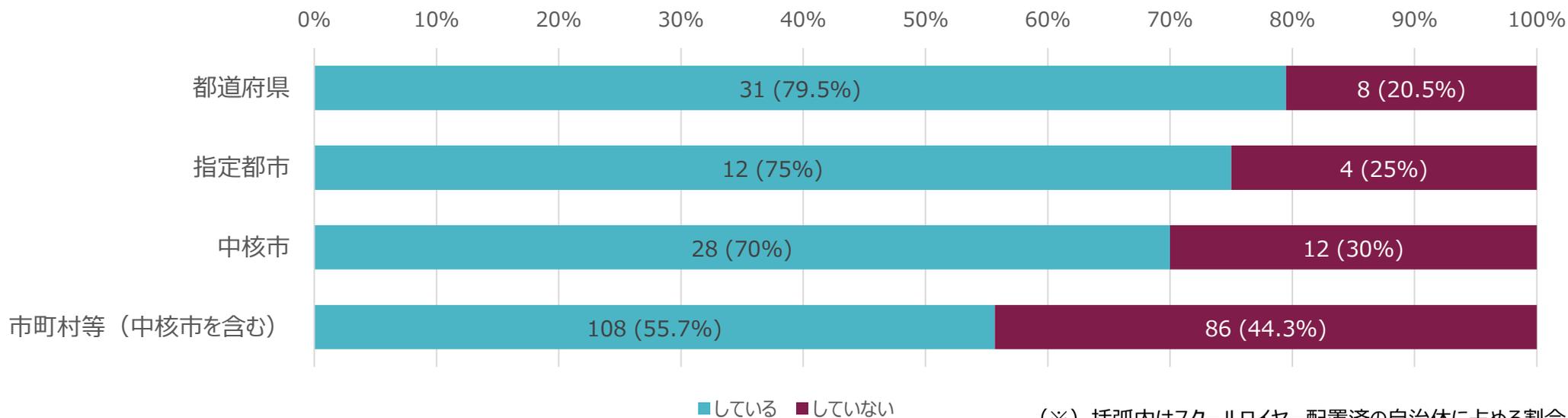
【「その他」の回答例】

- 法務相談に限らず、日頃からの危機管理体制や連絡体制の構築

（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

スクールロイヤーと学校・教育委員会とで共通理解を図るための工夫

スクールロイヤーと学校・教育委員会とで共通理解を図るための工夫の有無



(※) 括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

弁護士と学校・教育委員会とで共通理解を図るためにしている工夫の具体例

- 学校関係者に対して「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」の周知
- 弁護士相談に関する事例集を作成し、各学校で活用できるよう配布
- 学校管理職対象の研修会を開催
- 弁護士との連携に係る指導主事対象の研修会を実施
- 相談記録をすべて弁護士へ情報提供
- 教育委員会事務局内にスクールロイヤー用の席を配置